

瀬戸市教育委員会訓令第2号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会公印取扱規程（平成13年瀬戸市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市教育委員会の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程(昭和56年瀬戸市訓令第2号)の例による。この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、「市印、市役所印及び市長印(各課(公所)専用市長印を除く。）」とあるのは「委員会印及び <u>教育長印</u> 」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「委員会印又は <u>教育長印</u> 」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と読み替えるものとする。	瀬戸市教育委員会の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程(昭和56年瀬戸市訓令第2号)の例による。この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、「市印、市役所印及び市長印(各課(公所)専用市長印を除く。）」とあるのは「委員会印及び <u>委員長印</u> 」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「委員会印又は <u>委員長印</u> 」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「学校教育課長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この訓令による改正前の瀬戸市教育委員会公印取扱規程の規定は、なおその効力を有する。